

議事要旨(4) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況（他の会計基準等に関する改正）について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び同適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」の公表に伴う他の会計基準の改正を検討している旨が説明された。引き続き、中條専門研究員より、検討の具体的な内容としてセグメント情報等会計基準、1株当たり当期純利益等会計基準におけるそれぞれの改正案、その他の会計基準の改正案について説明がなされ、次のような質疑応答が行われた。

○前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直すことが困難な場合の取扱いについて

- ・ ある委員から、セグメント情報に関して、組織変更が行われた場合等で前年度のセグメント情報を当年度のセグメント区分方法により作り直すことが困難な場合、従来通り当年度のセグメント情報を前年度のセグメント区分に作り直すこととしているが、この取扱いが国際的な会計基準の取扱いと整合的であるかについて質問があった。これに対して事務局より、資料に記載のとおり国際的な会計基準に同様の記述があると理解しているが、具体的な取扱いについては再度確認を行う旨の回答があった。

○会計方針の変更があった場合のセグメント情報の取扱いに関する改正セグメント情報等会計基準案での記述について

- ・ 会計方針の変更があった場合のセグメント情報の取扱いについては自明であることを理由に、改正セグメント情報等会計基準案において特に追加的な記載を行わないとする事務局案に対し、複数の委員から、取扱いをより明らかにするためにもこの件に関する記載を行うべきではないかとの意見があった。これを受けて事務局より、記載の必要性等について再度検討する旨の回答があった。

○貸借対照表日後に株式併合等があった場合の1株当たり当期純利益等の計算について

- ・ ある委員から、1株当たり当期純利益会計基準案について、会社法及び金融商品取引法それぞれの財務諸表（計算書類）作成日までの株式併合等による1株あたり当期純利益計算等の影響を反映とする事務局案について、会社法と金融商品取引法それぞれの財務諸表（計算書類）で1株当たり当期純利益等が異なるものとなることを許容すること意図しているか否かについて質問があった。これに対し、事務局より、稀なケースではあるが、異なる1株当たり当期純利益等が開示される可能性もあると認識している旨の回答があった。

以 上